

## 高卒程度公務員講座シリーズ ④ 解説編 一般知識(上) 追補資料 KK0507

公職選挙法等の一部改正により、参議院議員定数の変更が施行されました。以下をご参照いただき、内容を置き換えて学習を進めてくださいますようお願いいたします。

該当箇所	テキスト（改訂第7版）内容	改訂内容
P14 ①国会の組織 7行目	参議院は、全国を比例代表区として政党の得票数に比例した選挙区から選出される <u>96名</u> の議員と、都道府県を単位とした選挙区から選出される <u>146名</u> の議員で構成され、任期は6年で、3年ごとに半数が改選される。	参議院は、全国を比例代表区として政党の得票数に比例した選挙区から選出される <u>100名</u> の議員と、都道府県を単位とした選挙区から選出される <u>148名</u> の議員で構成され、任期は6年で、3年ごとに半数が改選される。

※最新の追補情報はウイネットホームページ (<https://wenet.co.jp>) で公開しております。

[商品カテゴリー] → [公務員試験] を選択し、該当書籍の詳細ページをご確認ください。

株式会社ウイネット